

平成 20 年 9 月 29 日
国際協力銀行
国際協力機構

協力準備調査報告書の公表について

1. 基本方針

- (1) 新 JICA において実施される協力準備調査の報告書は、本体事業に係る合意文書（LA、GA 等）締結後、可及的速やかに公表する。
- (2) 但し、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」）」に則り、一部公表に適さない情報については不公表とする。
- (3) なお、環境社会配慮にかかる情報は、新環境社会配慮ガイドラインの手続きに則って公表する。

2. 不公表とする情報（例）

（1）個人情報

社会配慮に係る個別の補償額等、個人に関する情報（公にすることにより個人の権利利益を害するおそれ等があるもの）（情報公開法第五条第 1 号）。

（2）入札関連情報

設計・仕様、コスト積算、調達パッケージ等の入札関連情報（入札前に公にすることにより競争を阻害し、相手国政府・実施機関の正当な利益を害するおそれがあるもの）（情報公開法第五条第 2 号イ）。

（3）審議・検討に関する情報等

相手国政府・実施機関及び新 JICA の審議・検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、率直な意見交換に支障が生じる等、事業計画策定や意思決定に係る正当な利益を害するおそれがあるもの（情報公開法第五条第 2 号イ、第三号）。また、相手国政府・実施機関から公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、公にすることにより相手国政府・実施機関の正当な利益を害するおそれや新 JICA との信頼関係が損なわれるおそれがあり（情報公開法第五条第 2 号イ・ロ、第 4 号イ）、爾後新 JICA に対して正確かつ十分な情報が提供されず、その適切な業務遂行に支障を来すおそれがあるもの（情報公開法第五条第 4 号ト）。

以 上